

廃棄物(ごみ)の不法投棄は 犯罪です!

環境保健係

廃棄物(以下「ごみ」という。)の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れる恐れがあり、土壌、地下水、河川等が汚染されるなどの深刻な環境問題につながる**犯罪行為**です。町では、不法投棄監視員による監視活動や防止対策等を強化していますが、ごみの不法投棄は、後を絶ちません。**地域ぐるみで監視活動や防止対策等を行い、美しくきれいな町づくりを推進しましょう。**

また、個人の所有地(管理地)であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第5条の定めにより、清潔を保つこととされており、不適正な野外保管等は指導の対象となりますので、適正に処理してください。

1. ごみの不法投棄とは

ごみをごみの処分場以外の山林、原野、河川等にみだりに捨てたり埋めたりする行為のことです。

2. ごみを不法投棄された土地の所有者(管理者)

土地の所有者(管理者)は、ごみの不法投棄者が不明の場合、自らの責任でごみの処理を行うこととなります。ごみの不法投棄者が判明した場合は、その者がごみの処理を行うこととなります。

3. ごみの不法投棄で困っている場合

町では、ごみの不法投棄に対する啓発看板を設置し、一定の成果をあげています。ごみの不法投棄でお困りの場合は、役場環境保健係へご相談ください。

4. ごみの不法投棄監視活動

町では、不法投棄監視員が町内の不法投棄の監視活動を実施しています。また、不法投棄監視カメラによる監視活動も実施し、不法投棄の未然防止及び監視の強化を図っています。不法投棄の監視活動にご理解ご協力をお願いします。

5. ごみの不法投棄の罰則(廃掃法第25条、第32条関係)

【刑事処分】 個人…………… 5年以下の懲役、1千万円以下の罰金又はその併科
法人…………… 3億円以下の罰金

6. ごみの不法投棄や不審な行為(車両)を発見した場合の連絡先

立科町役場環境保健係 電話 0267-88-8407

佐久地域振興局環境課 電話 0267-63-3166

